

「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について」の改正（案）からの変更点

（下線部分に変更部分）

成案	原案
<p>フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方</p> <p style="text-align: right;">平成 14 年 4 月 24 日 公正取引委員会 改正：平成 22 年 1 月 1 日 改正：平成 23 年 6 月 23 日 <u>改正：令和 3 年 4 月 28 日</u></p>	<p>フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について</p> <p style="text-align: right;">平成 14 年 4 月 24 日 公正取引委員会 改正：平成 22 年 1 月 1 日 改正：平成 23 年 6 月 23 日</p>
<p>3 フランチャイズ契約締結後の本部と加盟者との取引について</p> <p>(1) 優越的地位の濫用について</p> <p>ア (略)</p> <p>(仕入数量の強制)</p> <p>○ 本部が加盟者に対して、加盟者の販売する商品又は使用する原材料について、返品が認められないにもかかわらず、実際の販売に必要な範囲を超えて、本部が仕入数量を指示<u>すること</u>又は加盟者の意思に反して加盟者になり代わって加盟者名で仕入発注<u>することにより</u>、当該数量を仕入れることを余儀なくさせること。</p>	<p>3 フランチャイズ契約締結後の本部と加盟者との取引について</p> <p>(1) 優越的地位の濫用について</p> <p>ア (略)</p> <p>(仕入数量の強制)</p> <p>○ 本部が加盟者に対して、加盟者の販売する商品又は使用する原材料について、返品が認められないにもかかわらず、実際の販売に必要な範囲を超えて、本部が仕入数量を指示<u>し</u>又は加盟者の意思に反して加盟者になり代わって加盟者名で仕入発注<u>を行い</u>、当該数量を仕入れることを余儀なくさせること。</p>